

活動の経緯

平成16年4月1日

- 『グループホームとみうら』新築および『富浦作業所』改築開始(予定1ヶ年)
- 『富浦作業所』活動開始(主に畑と果樹園の耕作管理)

平成17年4月1日

- 『グループホームとみうら』開業(定員4名 男性)
- 『富浦作業所』農産物の漬物加工準備開始

平成18年10月1日

- 『障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業所(施設)』(県知事・9月29日付)指定受(定員4名 男性)

平成19年2月1日

- 『富浦作業所・パン工房』開始
食品営業許可受(千葉県安房保健所長・2月1日付)

平成20年10月1日

- 障害者自立支援法に基づく『地域活動支援センターⅢ型』開始

平成25年3月1日

- 障害者自立支援法に基づく『就労継続支援B型』開始

グループホームとみうらについて

障害者自立支援法による施設・事業体系は「居宅生活の場と日中活動の場を分離」していますので、当グループホームは、「居宅生活の場」という性格付けが明確になりました。

対象は、精神障害区分非該当と区分1の方で、医師の意見書があり、且つ自治体の認めた方々です。入所者の自室はすべて個室です。ここでの生活について、最低限の規則はありますが、出来る限り主体的に自立的生活を営むことが出来るように世話人の支援を受けながら、4名が安定した共同生活を送っています。



右からパン工房、理事長自宅、グループホームとみうら

富浦作業所について

当作業所は、「日中活動の場」です。対象は上記に準じます。現在、作業登録者を受付中です。

作業は、園芸活動を中心として、軽作業の屋外作業や屋内作業を指導員といっしょに楽しく行っています。

利用者は、日中、作業をすることにより、生活リズムも整い、自立的な生活意欲が刺激されて、徐々に生活力がついていくようです。今、当作業所の運営上の課題は、「障害者自立支援法による新たな障害福祉サービス体系の中の『地域活動支援センターⅢ型』移行後の運営上の基盤づくりが重要な課題となっています。

加工食品は、パン工房の店頭販売やバザー出店により販売を行っています。富浦作業所の主な製品は、手づくりパン、びわ葉茶、野菜の加工食品、さおり反物とその加工製品等です。

さおり反物を製品加工



さおり反物織り作業

びわ葉茶製造作業



びわ葉茶

パンの製造加工作業



各種パン類と販売風景
大変美味しいと評判です

